

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 三
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関が指定を辞退した件 三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三
- 随意契約の相手方を決定した件 三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三
- 肥料の登録が失効した件 三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三
- 福島県選挙管理委員会 三
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 三

告 示

福島県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局岩瀬鏡石店	岩瀬郡鏡石町不時沼二〇五	平成二十九年一〇月一日
会津調剤薬局	会津若松市白虎町一五二一一	同 日
清田内科循環器クリニック	同 市白虎町一五四一九	同 日
共創未来南相馬ひまわり薬局	南相馬市原町区本町二一一三三	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後

さくら薬局横町店

白河市横町二一七

白河市横町五一二

(社会福祉課)

福島県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
川又薬局	二本松市亀谷一―六七―一	平成二十九年九月三日
ひまわり薬局	南相馬市原町区本町二―七七	同 月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第七百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
梅宮純一	会津若松市平安町三一八	訪問マッサー J K E i R O W 会津若松ス テーション	会津若松市西七日町 三一四四 T O H O ランド一 F	平成二九年 一〇月一日

福島県告示第七百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
梅宮純一	会津若松市平安町三一八	訪問マッサー J K E i R O W 会津若松ス テーション	会津若松市西七日町 三一四四 T O H O ランド一 F	平成二九年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
薄上崇之	耶麻郡西会津町野沢字原町乙二二二二	そね接骨院	会津若松市表町四―三	平成二九年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	くすのき薬局西若松店	事業所の所在地	会津若松市材木町一四一三	事業者の名称	有会社薬樹	事業者の主たる事務所の所在地	会津若松市大町一〇一〇一六	指定年月日	平成二九年九月一日	サービスの種類	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導 介護予
事業所の名称	クオール薬局さつき店	事業所の所在地	喜多方市松山町村松字北原三六三九一五	事業者の名称	クオール株式会社	事業者の主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四一三一城山トラストタワー三七階	指定年月日	平成二九年九月二六日	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予 防居室療養管理指導
事業所の名称	グループホームまいんど万世	事業所の所在地	本宮市本宮字万世一三七一五	事業者の名称	株式会社マインド	事業者の主たる事務所の所在地	本宮市本宮字中條一六一二	指定年月日	同 日	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 生活介護 介護予 防認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所ひかり	事業所の所在地	須賀川市坂の上町一〇一	事業者の名称	株式会社クローバー	事業者の主たる事務所の所在地	須賀川市坂の上町一〇一	指定年月日	同 日	サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所の名称	コスモ調剤薬局万世店	事業所の所在地	本宮市本宮字万世二二四一	事業者の名称	株式会社コスモファーマ	事業者の主たる事務所の所在地	郡山市桑野三一〇二二	指定年月日	同 年 一〇月一日	サービスの種類	同 同
事業所の名称	グループホームみなみ	事業所の所在地	本宮市糠沢字南箕内〇二一三	事業者の名称	株式会社あいの里	事業者の主たる事務所の所在地	郡山市片平町字新蟻塚八〇一	指定年月日	同 日	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 生活介護 介護予 防認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	クオール薬局鏡石北店	事業所の所在地	岩瀬郡鏡石町鏡沼二二四	事業者の名称	クオール株式会社	事業者の主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四一三一城山トラストタワー三七階	指定年月日	平成二九年一〇月二日	サービスの種類	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導
事業所の名称	クオール薬局吹本町店	事業所の所在地	西白河郡矢吹町本町二五一	事業者の名称	同	事業者の主たる事務所の所在地	同	指定年月日	同 日	サービスの種類	同 同

(社会福祉課)

福島県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の	事業者の主たる
--------	---------	------	---------

ヘルパーステーションシニアガーデン	変更前	福島市方木田字本方木田四六一一 敬愛会方木田ビル一階	変更後	福島市伏拝字田中一九一七	名称	株式会社ユアライフ	事務所の所在地	福島市伏拝字田中二二一一
あおぞらホームヘルプサービス	同	市南沢又字上並松八一六	同	市北沢又字番匠田五	名称	きらり健康生活協同組合	同	市野田町一一一五一一二二
訪問看護ステーションしみず	同	同	同	同	名称	同	同	同
つくし居宅介護支援事業所	同	須賀川市東町一八一三	同	須賀川市東町五四一八	名称	特定非営利活動法人豊心会	同	須賀川市東町一八一三
つくしホームヘルプサービス	同	同	同	同	名称	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第八百一十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ハーモニールあいづ訪問介護事業	社会福祉法人心愛会ホームヘル	会津若松市一箕町松長五一一一	社会福祉法人心愛	郡山市緑ヶ丘東六一二六一一

所	有限会社フジ薬局	サービス	三二	会	須賀川市本町四七
須賀川市本町四七	株式会社 Q Las i	須賀川市本町四七			

(社会福祉課)

福島県告示第八百二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	事業者の主たる事務所の所在地
すみれ薬局	須賀川市宮先町二五一	有限会社フジ薬局	株式会社 Las i Q	須賀川市本町四七
だんらん居宅介護支援事業所	須賀川市弘法法坦二四一一	同	同	同
だんらん	同	同	同	同
有限会社フジ薬局	須賀川市本町四七	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第八百三十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次

の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

グループ ホーム なみ	本宮市糠 沢字南箕 内一〇 二二三	株式会社 エコ	郡山市喜久田町 卸一〇一七	同 日	認知症対 応型共同 生活介護 介護予
相馬の里 デイサー ビスセン ター小高	同 市 鹿島区寺 内字横峰 一七〇七	同	同	同 日	通所介護 地域密 着型通所 介護通 所型サ ビス(み なし)
相馬の里 デイサー ビスセン ター原町 東	同 市 原町区日 の出町三 〇〇	同	同	同 日	同
相馬の里 デイサー ビスセン ター原町	南相馬市 原町区南 町一四一	株式会社 相馬の里	南相馬市小高区 行津字善明迫一 六	同 日	通所介護 通所型 サービス (みな し)
相馬の里 デイサー ビスセン ター原町	大沼郡会 津美里町 字北川原 一四	社会福祉 法人心愛 会	郡山市緑ヶ丘東 六一二六一二	平成二九年九月三 〇日	訪問介護 介護予 訪問介護 訪問介 護 訪問 型サービ ス(みな し)

					防認知症 対応型共 同生活介 護
--	--	--	--	--	---------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第百四十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の 名 称	事業所の 所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	休止年月日	サービ スの 種類
ケアス テーショ ン清和	会津若松 市橋本 二一一 三二	喜多方交 通株式会 社	喜多方市字小田 付道下七三二一 四	平成二九年七月一 日	訪問介護 介護予 訪問介 護 訪問 型サービ ス(みな し)

(社会福祉課)

福島県告示第百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関は当該指定を辞退した。
平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業者の主たる	指定辞退
---------	------

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事務所の所在地	年月日
愛の家グループ プホーム二本 松油井	二本松市油井字 石倉七五十一	メディカル・ ケア・サービ ス福島株式会 社	福島市桜木町一 三一三〇	平成二九年八 月一〇日

(社会福祉課)

福島県告示第八百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市多田野土地改良区から平成二十九年十一月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月七日認可した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第八百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉岩 間植田線	いわき市小浜町渚六九 番地先から 同 市小浜町台三番 地先まで	変更前	八・一	五三・五・八
		変更後	二六・二	五一七・六

(道路計画課)

福島県告示第八百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称
猪苗代町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
猪苗代都市計画道路事業 三・四・二号 猪苗代中央線
- 三 事業認可の年月日
平成二十三年二月二十五日
- 四 事業施行期間
(変更前) 平成二十三年二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十三年二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 五 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第252号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム更新業務（出先機関）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム更新業務（出先機関） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年11月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,944,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（情報政策課）

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
821	混合有機質肥料	混合有機スーパ	3.0	8.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀一丁目6番10号	平成35年12月1日
843	混合有機質肥料	TG混合有機質肥料420号	4.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成32年12月17日

公告第二百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

(農業総合センター)

公告第二百五十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	効 力 日 期
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
			833	混合有 機質肥 料	新94 0				

(農業総合センター)

公告第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十二月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変更前	変更後	変更年月日
福島県飯坂ホーム 福島市飯坂町原口三	福島県飯坂ホーム 福島市飯坂町字上原二六一	平成二七年九月一日